

【 投 薬 】

３８４ 潰瘍を伴わない閉塞性動脈硬化症等に対するイコサペント酸エチル  
カプセルの算定について

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

- ① 潰瘍を伴わない閉塞性動脈硬化症に対するイコサペント酸エチルカプセル（エパデールカプセル等）の算定は、原則として認められる。
- ② 次の傷病名に対するイコサペント酸エチルカプセル（エパデールカプセル等）の算定は、原則として認められない。
  - (1) 腰部脊柱管狭窄症術後
  - (2) 高血圧症
  - (3) 狭心症
  - (4) 動脈硬化症

○ 取扱いを作成した根拠等

イコサペント酸エチルカプセル（エパデールカプセル等）の添付文書の効能・効果は「閉塞性動脈硬化症に伴う潰瘍、疼痛および冷感の改善」及び「高脂血症」であり、抗血小板作用や動脈の伸展性保持作用、血清脂質低下作用等を有する。

閉塞性動脈硬化症は、症状として、冷感・しびれ感、間歇性跛行、安静時疼痛、潰瘍・壊死があげられるが、上記作用から、潰瘍を伴わない閉塞性動脈硬化症に対しても有用と考えられる。

以上のことから、潰瘍を伴わない閉塞性動脈硬化症に対する当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。

一方、腰部脊柱管狭窄症術後、高血圧症、狭心症、動脈硬化症に対しては適応外であり、原則として認められないと判断した。